一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第三百十回）

二　発行の根拠法律及びその条項　平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律（平成二十三年法律第百六号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で二兆三千九百三十三億円

うち、平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で二兆六百三十六億三千三百六十五万円、特別会計に関する法律第六十二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で三千二百九十六億六千六百三十五万円

平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で二十億七千六百万円

平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で二千三十六億円

特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で三千五百三十三億円

ロ　非競争入札発行　二兆三千九百五十七億二千二百三十万円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　二十億七千八百九万六千七百六十円

ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　二千三十八億五百六十三万六千円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　三千五百三十六億五千六百八十三万三千円

ロ　非競争入札発行　三万三千円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　五万円

ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

八　最低額面金額　平成二十三年十一月十五日

九　振替単位　額面金額百円につき百円十銭以上のそれぞれの応募価格

十　発行日　額面金額百円につき百円十銭一厘

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　年〇・二パーセント

ロ　非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　平成二十四年五月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額 \times \frac{0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十二　利率　年〇・二パーセント

十三　初期利子　平成二十四年五月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額 \times \frac{0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四　第二期以後の利子　毎年五月十五日及び十一月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五　償還期限　平成二十五年十一月十五日

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　元利金支払場所　日本銀行

十八　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十九　払込期日　平成二十三年十一月十五日

○財務省告示第四百二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十三年十一月十八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年十二月七日

財務大臣　安住　淳

一　名称及び記号　利付国庫債券（五年）（第百回）

二　発行の根拠法律及びその条項　平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律（平成二十三年法律第百六号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）